明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件（国家公安委二七）　一
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により適格都道府県センターの認定を行った件（同二八）　一
〔官庁報告〕
官庁事項　二
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　二
〔公　告〕
諸事項　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十四事業年度決算、独立行政法人等平成二十四事業年度財務諸表（日本年金機構・農林漁業信用基金）関係　三四
会社その他
会社決算公告　三四

告示

○国家公安委員会告示第二十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第一条の規定により、平成二十五年七月十八日付けで次の講習を指定したので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　講習の名称　ダンス教授講習

二　講習を行う法人の名称　公益社団法人日本ダンス議会

三　講習を行う法人の住所　東京都中央区八丁堀三丁目六番一号京橋長岡ビル八階Ｂ

四　講習に係る事務を行う事務所の所在地　東京都中央区八丁堀三丁目六番一号京橋長岡ビル八階Ｂ

○国家公安委員会告示第二十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により、次の適格都道府県センターの認定を行ったので、同法第三十二条の七の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター

イ　住所　山形県山形市鉄砲町二丁目十九番六十八号

ウ　代表者の氏名　遠藤　凉一

(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　山形県山形市鉄砲町二丁目十九番六十八号

(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日

二(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター

イ　住所　富山県富山市新桜町三番二号

ウ　代表者の氏名　岡本　博

(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　富山県富山市新桜町三番二号

(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日

三(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人暴力追放愛知県民会議

イ　住所　愛知県名古屋市昭和区円上町二十六番十五号

ウ　代表者の氏名　村橋　泰志

(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人暴力追放愛知県民会議

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　愛知県名古屋市昭和区円上町二十六番十五号

(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日

四(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター

イ　住所　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目四番一号兵庫県警察本部内

ウ　代表者の氏名　山川　博

(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目四番一号兵庫県警察本部内

(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日